

令和 3 年 4 月 23 日 決定
令和 4 年 1 月 21 日 改正
令和 4 年 1 月 31 日 改正

教職員・学生 各位

保健管理センター
感染制御部

COVID-19 感染者と接触した者の就業・就学制限に関する考え方について

平素より新型コロナウイルス対策にご協力いただき感謝申し上げます。

さて、標記のことについて、令和4年1月31日開催の危機対策本部会議において、今後の本学（医学部附属病院を含む）における就業・就学制限に関する考え方を、以下のとおり取扱うことが決定されましたので、ご理解とご協力をお願いいたします。

1. COVID-19 感染者との接触距離

- i. 感染者との接触距離が 2 m 超かつ会話していない場合： 非接触者扱い
- ii. 感染者との接触距離が 2 m 超だが会話した場合： 接触者扱い → 2. へ
- iii. 感染者との接触距離が 2 m 以内の場合： 接触者扱い → 2. へ

2. COVID-19 感染者のマスク着用状況

I. COVID-19 感染者がマスクをしていた場合

- i. 接触者がマスクと目の防護をしていた場合： 就業・就学制限なし
- ii. 接触者がマスクのみをしていた場合（目の防護なし）： 就業・就学制限なし
- iii. 接触者がマスクも目の防護もなし： 就業・就学制限あり → 3. へ

II. COVID-19 感染者がマスクをしていなかった場合

- i. 接触者がマスクと目の防護をしていた場合： 就業・就学制限なし
- ii. 接触者がマスクのみをしていた場合（目の防護なし）： 就業・就学制限あり → 3. へ
- iii. 接触者がマスクも目の防護もなし： 就業・就学制限あり → 3. へ

3. 上記 2. I. 及び 2. II. で「就業・就学制限あり」の場合の取扱い

I - a. 臨床医学系講座等及び附属病院勤務の教職員（※委託業者等の職員を含む）^{注1)}

出勤を停止し自宅待機。感染者との最終接触日から 4 日目に PCR 検査又は抗原定量検査を実施し、陰性確認後に 5 日目から待機解除^{注2)}。ただし、5 日目にも PCR 検査又は抗原定量検査を実施する。なお、待機解除となった場合も、10 日目まで業務従事以外の不要不急の外出はできる限り控え、通勤時の公共交通機関の利用をできる限り避けるとともに、検温等による自身の健康観察を徹底すること。

I - b. 上記以外の教職員（※委託業者等の職員を含む）

出勤を停止し自宅待機。感染者との最終接触日から 5 日目に PCR 検査又は抗原定

量検査を実施し、陰性確認後に待機解除^{注2)}。なお、待機解除となった場合も、10日目まで業務従事以外の不要不急の外出はできる限り控え、通勤時の公共交通機関の利用をできる限り避けるとともに、検温等による自身の健康観察を徹底すること。

II. 学生（※病院研修生・受託実習生を含む）

通学を停止し自宅待機。感染者との最終接触日から7日間待機後にPCR検査又は抗原定量検査を実施し、陰性確認後に待機解除^{注2)}。ただし、待機解除となった場合も、10日間が経過するまで通学以外の不要不急の外出はできる限り控え、検温等による自身の健康観察を徹底すること。

注1) 上記I-a. に関わらず、**感染拡大状況により医療従事者数が逼迫する場合は**、医学部附属病院の医療機能の維持・継続の観点から**病院長の判断により**、厚生労働省の示す一定要件に該当する教職員について、感染者との最終接触日から1日目以降5日目までの間の各日について毎日、PCR検査又は抗原定量検査を実施のうえ連続的に陰性確認することを条件に、各日において「就業制限なし」として取扱うときがある。なお、その場合も、業務従事以外の不要不急の外出はできる限り控え、通勤時の公共交通機関の利用をできる限り避けるとともに、検温等による自身の健康観察を徹底すること。

注2) 何らかの事情で、**上記I-a. に記載の待機期間の終期やI-b. 及びII. にそれぞれ記載の待機期間の直後に、PCR検査又は抗原定量検査（以下「検査」という。）を実施できない場合も、原則として、待機解除には検査の実施と陰性確認を要するものとするが、やむを得ず検査を実施できない場合は、感染制御部又は保健管理センターが待機解除の可否を個別に判断する。**

参考：日本環境感染学会「医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応ガイド第4版」（令和3年11月22日）

新型コロナウイルス感染症対策本部「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」別添「事業の継続が求められる事業者」（令和3年11月19日決定（令和4年1月25日変更）

厚生労働省「医療従事者である濃厚接触者に対する外出自粛要請への対応について」（令和3年8月13日付け（令和4年1月18日付け一部改正）事務連絡）

厚生労働省「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について」（令和4年1月5日付け（同28日付け一部改正）事務連絡）

【備考1】食事に関する考え方

感染者と同時に食事をとった場合、接触距離が2m超かつ会話していない場合は、接触とはみなしません。接触距離が2m以内の場合や、食事中に会話した場合には、接触者とみなし上記3. に記載の就業・就学制限となります。なお、パーティーの有無は考慮されません。各所属長等におかれましては、食事中の会話を控え、「黙食」を徹底するよう、所属員等に注意喚起願います。

【備考2】PCR検査又は抗原定量検査を行う範囲に関する考え方

PCR検査又は抗原定量検査を行う範囲に関しては、上記の基準にかかわらず、個々の事例別に決定します。

以上